

第2回定例会会議録

平成30年 6月19日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。池田健一郎議員、所用のため欠席する旨の届け出がありました。

理事者側は、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

6月8日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第45号 町道の路線認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第1 議案第45号 町道の路線認定について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） おはようございます。2ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第45号 町道の路線認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第45号を議題

とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第45号 町道の路線認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第46号 御代田町町税条例等の

一部を改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第2 議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第46号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第46号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第47号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第47号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第4 議案第48号 平成30年度御代田町一般会計

補正予算案（第1号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議案第48号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第48号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本案は町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました。議案第48号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第48号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第5 議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第5 議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第49号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第49号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第6 議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第7 議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第6 議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、日程第7 議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(井田理恵君) 2ページをお開きください。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について

議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第50号、第51号を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号、第51号は、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第50号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について、議案第51号 平成30年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第8 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、

教育予算の増額を求める陳情―――

―――日程第9 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の

堅持・拡充を求める陳情―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情、日程第9 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 3ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情

（6月8日の議会において付託）

2. 件名 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

（6月8日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました、陳情第3号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

陳情第3号に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、陳情第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第4号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

陳情第4号に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める

意見書」の採択を求める陳情―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第10 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(井田理恵君) 4ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

(6月8日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

○議長(小井土哲雄君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、陳情第5号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

陳情第5号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 意見案第3号 国の責任による35人学級推進と、

教育予算の増額を求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 意見案第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 5ページをお願いいたします。

意見案第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

6ページをお願いいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財政確保に努めると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいません。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残され

ています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても、行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため下記の事項を強く要望します。

記

1. 国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

文部科学大臣 林 芳正様

総務大臣 野田聖子様

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

長野県では、2013年に30人規模学級（35人学級）が中学校3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。しかし、義務標準法の裏づけがなく、国の加配等を利用しながら予算的なやりくりをしているため、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上できわめて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

また、少子化の進む自治体では、複数の学年を1クラスで受け持つ複式学級が採用されていますが、行き届いた教育を実現するため、複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位に御賛同をよろしくお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第3号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、意見案第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）については、原案のとおり決しました。

―――日程第12 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度の

堅持・拡充を求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第12 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・
拡充を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 8ページをお願いします。

意見案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成30年6月19日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

9ページをお願いします。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の
機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果
たしてきました。

しかし、昭和60年から政府は、国の財政状況を理由として、これまでに次々と
対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の
議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合を2分
の1から3分の1に引き下げたため、地方財政を圧迫する状況が続いています。今
のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格
差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、平成31年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上、機会均等
及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫

負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

文部科学大臣 林 芳正様

総務大臣 野田聖子様

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

さらに、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担は交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書(案)については、原案のとおり決しました。

――追加日程第1 議案第52号 平成30年度御代田町新庁舎車庫等

建設工事請負契約について――

○議長(小井土哲雄君) ただいま、町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第52号 平成30年度御代田町新庁舎車庫等建設工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、本日配付をいたしました、平成30年度第2回御代田町議会定例会、追加議事日程の資料の2ページをお開きください。

議案第52号 平成30年度御代田町新庁舎車庫等建設工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年御代田町条例第8号）第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成30年度御代田町新庁舎車庫等建設工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成30年度御代田町新庁舎車庫等建設工事請負契約
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 1億314万円
4. 契約の相手方 御代田町大字馬瀬口1670番地74

大井建設工業株式会社 代表取締役 大井康史

平成30年6月19日 提出

御代田町長 茂木祐司

本契約につきましては、6月8日に、入札辞退者1社はございましたが、小諸市の竹花工業株式会社、軽井沢町の神稲建設株式会社、株式会社黒澤組、笹沢建設株式会社、町内の大井建設工業株式会社、以上の5社による指名競争入札を執行をいたしました。この結果、町内の大井建設工業株式会社と6月13日付で添付資料のとおり仮契約を締結してございます。

なお、落札予定額1億339万9,200円に対する落札率は99.7%となっております。

説明は以上です。

よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第52号 平成30年度御代田町新庁舎車庫等建設工事請負契約については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(小井土哲雄君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 平成30年第2回御代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

議員の皆様には、12日間にわたり慎重に御審議をいただきまして、大変御苦労さまでした。

本議会に提案いたしました全ての案件について御決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。御決定いただきました諸事業の取り組みにつきましては、町民の皆様の暮らしを守り地域の発展につなげるべく進めさせていただきます。

なお、8月11日から始まります、浅間国際フォトフェスティバルにつきましては、さまざまなワークショップ、マルシェやフードトラックなどによる飲食、インスタ映えする企画など、子どもからお年寄りまで楽しめる多彩な企画もようやく決まってまいりました。

その内容につきましては、今週の２２日、金曜日、夕方６時３０分から役場大会議室で住民説明会を行いますので、議員各位におかれましても、町民の皆様をお誘いいただきまして御出席いただければ幸いです。よろしく願いをいたします。

梅雨に入りまして、長雨や豪雨などによる災害が心配されるころでもあります。この地域が災害もなく平穏であることを願うばかりであります。議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、一層、御活躍いただきますよう御祈念を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（小井土哲雄君）　これにて、平成３０年第２回御代田町議会定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

閉　　会　　午前１０時４０分